

令和4年度 第2回瀬戸市固定資産評価審査委員会

令和4年8月4日(木)

午前10時から

瀬戸市役所 4階 庁議室

議 題

- 1 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について (資料1)
- 2 固定資産評価審査申出の状況について (資料2)
- 3 固定資産評価審査申出について (資料3)
 - (1) 弁明書の説明について
 - (2) 書面審理について
- 4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について
(資料4-1、4-2)
- 5 その他

令和4年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果

縦覧期間 令和4年4月1日(金)～令和4年5月10日(火)

縦覧会場 庁舎3階 税務課 4番窓口

1 来庁人数

33名

2 種別

縦覧のみ	10名
閲覧のみ	19名
縦覧及び閲覧	4名
合計	33名

3 資産別

合計			
33件			
縦覧		閲覧	
21件		33件	
土地	13件	土地	22件
家屋	8件	家屋	19件
		償却資産	2件

《参考》過去の結果

	令和４年度	令和３年度	令和２年度	平成３１年度	平成３０年度
来庁人数	３３名	３８名	４６名	７３名	６６名

令和４年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	１０名
	閲覧	１９名
	縦覧及び閲覧	４名
	合計	３３名

令和３年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	１２名
	閲覧	２１名
	縦覧及び閲覧	５名
	合計	３８名

令和２年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	１５名
	閲覧	２７名
	縦覧及び閲覧	４名
	合計	４６名

平成３１年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	１２名
	閲覧	５３名
	縦覧及び閲覧	８名
	合計	７３名

平成３０年度 来庁人数（実数）の内訳	縦覧	３名
	閲覧	５８名
	縦覧及び閲覧	５名
	合計	６６名

令和4年度固定資産評価審査申出の状況

1 令和4年度の審査申出期間（地方税法第432条）

◎公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで

令和4年4月1日（金）から 令和4年7月19日（火）まで

- ・ 公示の日： 令和4年4月1日（金）
- ・ 納税通知書発送日： 令和4年4月11日（月）
- ・ 納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日（評価庁調査）：
到達する日を最大7日として令和4年7月18日（月）が祝日のため
翌営業日7月19日（火）まで

2 令和3年度の土地の価格に対する審査申出の特例（地方税法附則第24条の2）※

◎令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書を受け取った日後十五月を経過する日まで 令和4年4月1日（金）から 令和4年7月19日（火）まで

- ・ 納税通知書発送日： 令和3年4月12日（月）
- ・ 納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日（評価庁調査）：
到達する日を最大7日として令和4年7月19日（火）まで

3 審査申出件数

年 度	令和4年度	令和3年度 （評価替）	令和2年度	令和元年度	平成30年度 （評価替）
土 地	※1件	0件	1件	0件	0件
家 屋	0件	0件	0件	0件	0件
償却資産	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	※1件	0件	1件	0件	0件

4 審査結果

年 度	令和4年度	令和3年度 （評価替）	令和2年度	令和元年度	平成30年度 （評価替）
却下(不受理)	一件	0件	1件	0件	0件
全部認容	一件	0件	0件	0件	0件
一部認容	一件	0件	0件	0件	0件
棄 却	一件	0件	0件	0件	0件
却 下	一件	0件	0件	0件	0件
合 計	一件	0件	1件	0件	0件

※現在、審査中

【資料3】 弁明書

《個人情報の都合により、非公開》

○瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成17年3月25日

条例第1号

改正 平成27年12月25日条例第31号

平成28年3月31日条例第3号

平成28年3月31日条例第4号

令和2年9月25日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年10月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分 of 状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修の状況

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(11) その他市長が必要と認める事項

(平27条例31・平28条例4・令2条例30・一部改正)

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年10月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(平28条例3・一部改正)

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 広報せとに掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(3) その他市長が適当と認める方法

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の規定、第4条の規定による改正前の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の瀬戸市個人情報保護条例の規定、第6条の規定による改正前の瀬戸市情報公開条例の規定及び第7条の規定による瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- 3 第7条の規定による改正後の瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により公平委員会が平成27年度における業務の状況を報告する場合における新条例第5条の規定の適用については、同条第2号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。

附 則(平成28年3月31日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第8号の規定は、適用しない。

附 則(令和2年9月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

(案)

資料 4－2

4 瀬 固 審 委 第 号

令 和 4 年 月 日

瀬戸市長 伊 藤 保 徳 殿

瀬戸市固定資産評価審査委員会

委員長 加 藤 繁 紀

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告
について（報告）

瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年瀬戸市
条例第1号）第2条に基づく令和3年度における瀬戸市固定資産評価審査
委員会事務局の人事行政の運営の状況について、別紙のとおり報告します。

(案)

令和3年度瀬戸市固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営の状況（条例第2条）

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
書記4人
(書記は、瀬戸市監査委員事務局職員を併任)
- 2 職員の人事評価の状況
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 3 職員の給与の状況
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 5 職員の休業の状況
部分休業取得者 1人
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
なし
- 7 職員の服務の状況
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 8 職員の退職管理の状況
瀬戸市一般行政職員に同じ
- 9 職員の研修の状況
特になし
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
瀬戸市一般行政職員に同じ